

## 第6回軽井沢町庁舎改築周辺整備事業推進委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年4月17日（水）午後3時から午後5時05分まで
2. 開催場所 軽井沢町中央公民館 講義室
3. 出席者 委員：池田靖史委員、佐藤絵理委員、小林久史委員  
大町哲也委員、小林美智子委員、外川樹美代委員  
田村恵美委員、佐藤公貴委員、小林広幸委員、  
篠原幸雄委員、島田茂夫委員、本城慎之介委員、  
柴崎雅寿委員、野村有里委員、船曳鴻紅委員、  
山崎元委員、上田公三委員  
町：小池副町長  
事務局：新庁舎周辺整備課 土赤課長、篠澤室長、佐藤  
：生涯学習課 外川補佐、新海館長  
欠席：島崎直也委員、大工原亮子委員、福原未来委員、  
佐藤一郎委員、堀池玲子委員、堀内勉委員、  
小林里恵委員
4. 議題
  - (1) 基本方針の見直しについての議論
    - ア 防災について
    - イ 庁舎・公民館機能拡充施設について
  - (2) ワークショップの実施について
  - (3) その他
5. 傍聴人数 10名

## 【事務局】

それでは、定刻前ではございますが、出席の皆様がお揃いになりましたので、ただいまより第6回軽井沢町庁舎改築周辺整備事業推進委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、本委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員会は、委員24名のうち、A委員、B委員、L委員、M委員、N委員、G委員、H委員の7名が欠席となっておりますが、軽井沢町庁舎改築周辺整備事業推進委員会設置要綱第6条第2項の規定により過半数の出席が認められますので、この委員会が成立していることをご報告申し上げます。本日は、I委員がオンライン出席となっております。

また、本日は4月1日の役場の人事異動に伴いまして、町職員の変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。まず、総合政策課 まちづくり推進室長 佐藤絵里委員、保健福祉課 福祉係長 外川樹美代委員、住民課 戸籍係長、田村恵美委員、環境課 課長補佐兼環境政策係長 佐藤公貴委員、地域整備課 道路河川係長 小林広幸委員、以上でございます。

併せまして、総合政策課 まちづくり推進室が所管をしておりまして、庁舎改築周辺整備事業ですが、この度4月の組織改革に伴いまして、新たに新庁舎周辺整備課による専属の課ができました。私、課長の土赤と申します。それと、新庁舎周辺整備室長の篠澤、それと室員の佐藤で本事業を担当させていただきますのでよろしく願いいたします。また、新庁舎と併せまして、公民館機能拡充施設の検討も進めてまいりますので、生涯学習課、社会教育係も事務局側といたしまして、一緒に委員会を運営させていただくこともありとなりました。こちら、生涯学習課 課長補佐兼社会教育係長の外川になります。中央公民館長の新海でございます。よろしく願いいたします。

続いて、傍聴者の皆様へお知らせをいたします。携帯電話はマナーモードにするなど、音の出ない設定にさせていただくとともに、会議中はお静かに願います。

また、前回までは会議資料の持ち帰りを禁止しておりましたが、今後につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料はこれまでと同様整理を行ったものを正式なものとして後日ホームページに

公開をさせていただきますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようにしてください。

以上、傍聴者の皆様へのお知らせとなります。

それでは、これより議題に入りますが、設置要綱第6条第1項の規定によりまして、委員長が議長となりますので、議事進行を委員長よろしくお願いいたします。

#### 【委員長】

はい、新年度で桜も咲いてまいりまして、気持ち一新頑張っていきたいと思えます。本委員会も今回でもう6回目になりました。前々回あたりからかなり現実的に実際の内容の議論にも入ってきていて、これまであまり発言のなかった委員の皆さんからも発言が出るようになってきておりまして、委員会が非常に言い動きになってきていると感じております。さらに良い議論にさせていただくために、委員1人ひとりの発言を短く簡潔にさせていただいて、なるべく広く皆さんのご意見を限られた時間の中で発言する時間がとれるようにということ、これからは心がけたいというふうに思っております。併せて、町の職員で出席されている皆さん、先程紹介がありましたが、それぞれ役割を担っておられると思えますので、そういう役割のもちろん範囲の中でってことになると思えますけれども、積極的に発言をしていただくように、私の方からは改めてお願いをいたします。すいません、ちょっと前置きが長くなりましたが、それでは本日の議題に入らせていただきますので、皆さんよろしくお願いいたします。

まずは、基本方針の見直しに当たっての議論を進めていきますが、防災に関する議論というのを今回特に取り上げるテーマにしたいと思っております。これについては、本日、まずは軽井沢町における災害の歴史や気象に関する基本的な事象を知っていただくために、専門家として、気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター 浅間山火山防災連絡事務所 飯島事務所長にお越しいただいております。飯島事務所長は、普段は軽井沢消防署で勤務されております。また、本日は町の総務課の青木係長にも御同席をお願いしているため、勉強会という形で、まずは我々が少し勉強させていただこうと思えます。それでは、飯島事務所長よろしくお願いいたします。

#### 【飯島所長】

本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。当連絡事務所が町の防災係と一緒に新庁舎に入居することが計画されておりました関係で、ここにいらっしゃいます、軽井沢町役場総務課防災係の皆さんと一緒に、一昨年度まで、軽井沢町庁舎改築周辺整備事業検討委員会の委員を仰せつかっておりました。今日は浅間山の火山防災や気象防災の観点から事業の参考となる資料についてご説明させていただきます。当整備事業の一助になれば幸いです。着座して説明させていただきます。

早速ですが、浅間山と軽井沢の位置関係を確認します。軽井沢は標高900～1000メートル前後の高冷地にありますが、浅間山の火山活動の影響で以前はヨシや湿地が広がり、樹木もわずかで、農業生産力も低い地域でしたが、明治以降は植林や別荘開発、近年は温暖化も伴って明治の頃の風景と大きく変わってきております。

そもそも浅間山については、約10万年以上前から活動を続ける国内有数の活火山で、約2万5千年前には黒斑山の山体崩壊を伴う大規模噴火が、その後も火砕流を伴う大規模噴火が繰り返し発生しています。

有史以来の大規模な噴火として知られるのが、天仁元年（1108年）の噴火、天明3年（1783年）の噴火です。この大規模な噴火は火山学的にはプリニー式と呼ばれ、成層圏に達するような高さ数十キロメートルにもおよぶような巨大な噴煙が立ち上がり、風下に大量の降下火砕物や軽石や火砕流をもたらす噴火のことを指します。このような大規模な噴火の後には、溶岩流や山体崩壊、カルデラが形成されることもあります。

有史以来、このような大規模噴火は左側から右に向かって時間が経過しているんですけども、3回発生したことが地層調査や古記録から分かっています。最後の噴火である天明噴火から現在240年が経過していますが、その間にはそれより一回りも二回りも小さい、中・小の噴火が繰り返し発生しています。

明治以降、150年間の中・小噴火を示したのがこちらのグラフと写真です。明治末期から昭和30年代にかけて繰り返し噴火が発生していたことがわかります。この噴火は火山学的には先ほどのプリニー式とは違って、ブルカノ式と呼ばれているもので、先ほどの大規模噴火であるプリニー式と比べて、規模や継続時間が一回りも二回りも小さい中・小の噴火で、地層に噴出物の痕跡が残らない程度のもので、現代に生きる私たちが知っている浅間山の噴火というのはこれら

になります。グラフをご覧くださいとわかるとおり、このような噴火も最近50年間はほとんど発生していません。

この写真は最近20年間に起きた噴火の例ですが、中噴火とよばれる規模のものは、左側の20年前の2004年に発生して以来ありません。

明治以降、150年間に発生した中・小噴火で想定される火山現象としては、大きな噴石、それから火山学的には小さな火砕流、そして融雪型火山泥流というものがあります。この他小さな噴石や空振といったものがあります。

大きな噴石というのは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石のうち、概ね20～30 cm以上の噴石のことで、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものと呼んでいます。

150年間に発生した中・小噴火で大きな噴石が飛散した範囲は、先ほどの写真のように火口から概ね4 km以内に限られます。稀にこの青い線で示した部分ですが、火口から4 kmの範囲を超えて飛散することもあります。大きな噴石について登山者の方は警戒する必要があります。

小さな噴石というのは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石のうち、直径数 cm程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降る噴石のことで、左の写真がありますけれども、このような小さな噴石は火口から4 kmの範囲を超えて落下してくる場合があります。過去には千ヶ滝や小瀬付近に落下したケースがあります。大きさは大体数 cmぐらいで、夏場の雷の時に降ってくる大き目の雹（ひょう）と同じぐらいの大きさです。

さらに風下では、小さく細かい火山灰や砂が上空の風に流されて降ってきますので、農作物や道路の上に積もったり、車や洗濯物に付着するなど、日常生活に影響する場合がでてくるということになります。

続いて、火砕流というのは、大規模噴火で発生する火砕流もありますが、中・小噴火で発生するものは規模が小さく、火口から4 kmの範囲を超えて山麓の居住地に到達することはありませんが、流下速度は時速数十 kmから数百 km、温度は数百℃にも達し、逃げる事が出来ませんので登山者の方は警戒する必要があります。

続きまして空振というのは、噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のことです。噴火に伴って建物の窓ガラスや壁を揺らし、時には窓ガラスが破損することもあります。

気象庁が発表している噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に分類して発表する指標です。

浅間山では、明治以降の150年間に発生した中、小噴火による影響範囲と天仁・天明噴火程度の大規模噴火を基に設定しています。過去150年間に発生した中・小噴火による影響範囲は、概ね4キロメートル以内に留まっていますので、それを基にレベル3までの警戒範囲を設定しています。現在の噴火警戒レベルは2となっています。

皆さん4キロということで、距離感を掴みにくいと思うのですが、ここで浅間山との距離感を確認しておきたいと思います。中軽井沢から浅間山の山頂まで中央公民館から約9.5 km、この距離は九州の桜島と鹿児島市との距離とほぼ同じなのです。

桜島は浅間山とよく似た火山で、写真のように毎年のように噴火を繰り返していますが、ふもとに暮らす住民の数は鹿児島市の場合は約59万4千人、軽井沢町の場合は約2万2千人と大きな違いがあります。つまり、50万人が暮らす街の近くでこういった火山があるということです。

桜島がニュースにもたまになります、そこまで大騒ぎをしない、知らないという方もいらっしゃるかもしれません。

浅間山の場合は、火口から4 km以内について町が災害対策基本法に基づいて警戒区域として設定しており、原則として立入が規制されています。

一方、桜島の場合は火口から4 km以内の島内に多くの住民が暮らしていますので、浅間山は、4 kmそのものに立ち入り制限をしていますので、より安全な対応が行われていることが分かります。

以上のように、レベル3までで想定される災害は、住民の皆さんが住んでいる居住地の範囲に大きな影響を与えませんので、レベル3までは基本的に居住地からの避難は不要です。もちろん、小さな石が降ってきて、夏場の雹と一緒にですけど、場合によっては車のフロントガラスが割れたり、空振で家屋の窓ガラスが割れたりすることがありますので、噴火した直後は建物の中に留まったり、あるいは不安を感じて自主的に避難される場合もあるかもしれません。しかし、積雪期の融雪型火山泥流については例外があります。

融雪型火山泥流というのは、山に雪が積もっている時に火砕流が発生すると、その熱によって雪が急速に融けて、融けた水が沢沿いの土砂と一緒に泥水となって斜面を急速に流れ下る現象で、発生すると十数分で居住地に到達する可能性があります。

明治以降、150年間に発生した浅間山の融雪型火山泥流についても火口から4キロメートル以内の範囲に留まっています。例えば、この写真に写る黒く流れたような跡が融雪型火山泥流です。

しかし、過去150年間に発生した最大規模の火砕流、1958年11月10日の27万<sup>3</sup>ですけれども、この実績を基に積雪50 c mの雪を全て溶かした場合の流下シミュレーションを行ったところ、火口から4 k mの範囲を超えて、居住地に泥流が達する可能性があることがわかりました。このため、融雪型火山泥流が想定される場合は噴火警戒レベル4、5が発表されますので、沢沿いの一部居住地の住民の方々は避難する必要があります。

この融雪型火山泥流については、大規模噴火に伴う融雪型火山泥流を想定した場合には影響範囲がさらに広がる可能性があるということがお分かりになるかと思います。

ただ、歴史的には、1532年及び1648年の噴火で山麓に融雪型火山泥流が発生したとの記録、伝承が残っています。ただし、これらの噴火の規模については不明で、小諸市に伝承される七尋石、蛇石についても地質学の専門の先生の研究では、単に融雪型火山泥流の影響で流下したのものとは考えにくく、大雨といった複合的な要素が必要とのこと。ちなみに軽井沢町の借宿東の沢沿いにある岩の上にある祠（ほこら）には、江戸時代の文化、天保の名があり（1800年代初め頃）、この地区での過去の水害発生を伺わせるものです。

融雪型火山泥流をお聞きになって心配される方がいらっしゃると思いますが、実は今どきの春先の気温上昇と大雨によって、浅間山の中腹では度々このような泥流が発生しています。しかし、規模はいずれも小さなもので、普段の生活に影響するものではありません。

また2009年の小噴火の後には、噴火で降り積もった火山灰がその後の大雨で中腹の林道上に流出した例があります。このことから、明治以降の150年間に発生した噴火の際にもこのような現象が頻繁に発生していたことを伺わせます。

これとは別に、毎年の梅雨の大雨や台風によって、浅間山の中腹の沢では時々小規模な土石流が発生しています。

ここまでは主に明治以降、150年間に発生した中・小噴火を対象とした影響範囲やハザードマップについてお話ししましたが、ここからは大規模噴火の影響範囲を実績と想定について考えていきます。

2018年に浅間山火山防災協議会において、大規模ハザードマップの検討が行われています。対象としたのは、比較的記録が残っている天明噴火に加え、それよりも大きい天仁噴火についても実績と想定を加えたのが特徴です。

今一度、天仁噴火と天明噴火の火砕流・溶岩流、あるいは泥流の範囲を示します。天明噴火では主に群馬県側で災害が生じましたが、天仁噴火では長野・群馬両県の広範囲に影響を与えた災害事例になります。

比較的記録が残っている天明噴火について、現在地層に残された堆積物を個々の噴火記録や活動経過をもとに調べ、降下火砕物、降灰の範囲や厚さを調べたのがこの図です。赤の円は火口から半径4 kmの範囲、小さい赤丸は現在の軽井沢町役場の位置になります。

これによると、軽井沢町役場付近の天明噴火時の降灰の厚さは、3～4 cm程度、軽井沢駅付近で10～20 cm、旧軽井沢付近で30 cm程度となっていることがわかります。

これらの調査結果や、想定した条件でシミュレーションを行った結果、大規模噴火による降下火砕物、降灰の想定影響範囲を示したハザードマップがこれになります。日本の上空は強い西風、いわゆる偏西風が吹いていますので、この偏西風の影響を受けて火山灰が降りやすい範囲がある一方で、想定として東西南北の各方位に条件を当てはめるため、あたかも広範囲に火山灰が積もるような図となりますが、例えば過去1万年の間に小諸や佐久などで地層に灰が残るような大規模噴火の事例はありません。

同様に、大規模噴火による火砕流の想定影響範囲を示したハザードマップになります。図の長野県側を拡大したものです。想定では火砕流が中軽井沢付近にも到達する可能性が表現されています。

それでは過去にどの程度火砕流が中軽井沢付近に流下していたか調べますと、過去一万年の間に中軽井沢付近に火砕流が流下した地層は明確には残っていません。浅間山の東山腹は一万年以上前に活動した仏岩という火山の地形が

尾根になっており、天仁と続く大治噴火の火砕流も主に南北に流れ、東側についても小浅間山付近で止っています。ただし、約2万5千年前に発生した黒斑山火山の山体崩壊は、軽井沢を含む佐久地域の広範囲に崩壊物が流下しています。この点々とした部分が流れ山です。このような規模まで想定すれば、中軽井沢で安全な場所といえるところは、過去の歴史上無いでしょう。一方で、中軽井沢付近は河川の影響を受けてきた場所であることがわかります。

そこで、ここからは気象災害の視点から浅間山と軽井沢の地形を考えてみます。これは浅間山周辺の地形を赤色の立体地図で示したものです。土地の起伏や高低が強調された図になりますが、これで見ますと河川の上流部は谷が発達した地域と未発達な地域があることがわかります。一方、河川の下流部は扇状地が広がっている地域と湿地や低地が広がっている地域があることがわかります。

谷が発達した地域の下流では、過去に大きな土石流や水害が発生した地歴があります。例えば、1742年のいわゆる戊の満水では、現在の小諸市中心部の市役所付近や小諸城の懐古園付近が土石流に覆われた記録が残っています。

軽井沢地域においては、1783年の天明噴火の火山灰が堆積した後の大雨で湯川泥流の記録が残っていますが、噴火の後の混乱もあって詳細はよくわかっていません。

明治以降では、1910年（明治43年）の水害、1949年（昭和24年）のキティ台風による水害が知られています。

明治43年の水害というのは長引く梅雨前線と2つの台風の接近による大雨で一ノ字山が崩壊して三笠ホテルが流され、旧軽井沢銀座に泥水が流れて死者が出た他、中軽井沢では国道18号のすぐその湯川橋、それから南側の旧信越本線の湯川鉄橋が流失しています。

昭和24年のキティ台風では軽井沢で日降水量1位を記録した水害で、中軽井沢では長倉神社前の長倉橋が流されるなど被害があった他、湯川流域で河川の氾濫や浸水被害が発生しています。ちなみに2019年（令和元年）の台風第19号の水害は記憶に新しいところですが、第1位が318mm、このときの日降水量は314mmで第2位にあたります。

これは、現在のハルニレテラス北側駐車場付近の氾濫状況です

これは、現在の湯川ふるさと公園南側付近の氾濫状況です

このように軽井沢でも過去気象災害が発生していて、2015年に長野県により土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されているほか、2022年には想定最大規模降雨48時間で850mmによる浸水想定マップが県佐久建設事務所から公表されており、先頃、町の洪水ハザードマップも公表されています。

それでは、中軽井沢付近の洪水浸水想定区域図を見ながら、融雪型火山泥流発生時想定マップ、地質図、地形図を並べてこの場所がどのようなところなのか見てみましょう。

左から地質図、地形図、洪水浸水想定区域図、融雪型火山泥流発生時想定マップになります。この地域は河川が運んだ土砂が堆積してできた地形となっており、現在は河川氾濫がしにくい部分と河川が運んだ礫や砂が堆積した部分とに分かれています。土地の低い所は河川氾濫に注意が必要で、洪水浸水想定区域図や融雪型火山泥流発生時想定マップに着色されている範囲が該当します。

洪水浸水想定区域内の土地高低断面を見てみますと、現在の役場庁舎の位置は湯川の河床、川の床から約5メートルの比高差があることがわかります。

現在の中央公民館の位置は、湯川の河床から最大で約10メートルの比高差があることがわかります。

この部分の地形を拡大して、高度を色分けした図になります。以前公表された役場新庁舎の北側部分は標高の高い位置に想定されています。役場新庁舎の南側部分は標高の低い位置ですが、この付近は人為的な構築が加わっており、明治期の国道18号線の開通、湯川橋の架橋、旧信越本線架橋による築堤等の土地改良が行われていたことがわかります。

ご紹介しました火山現象や気象災害を踏まえ、先の検討委員会による工事基本計画(案)においては、庁舎の風水害に対する対応と火山への対応が検討され、大規模噴火を想定する場合は、事前に安全な場所へ避難する広域避難を前提としつつも、万一に備えて50cmの降灰荷重に耐えられる構造として検討されていたと承知しております。

この他、浅間山に面した窓ガラスにおいては、空振による飛散防止の対策を行うといったものです。

以上が、浅間山の火山防災と融雪型火山泥流及び洪水浸水対策についての説明となりますが、これとは別に、減災対策事業が国土交通省関東地方整備局により行われています。浅間山火山噴火緊急減災対策事業というもので、2011年度か

らの融雪型火山泥流に対する予防的なハード対策が行われており、各河川の上流部分に砂防堰堤を構築しており、砂防堰堤は毎年の大雨や台風による水害や土石流対策としても有効であると考えられます。

以上で本日の勉強会として、資料説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

**【委員長】**

はい、大変ありがとうございました。よく分かりました。それでは、ご質問の時間をとりたいと思います、今のご説明に対してですね。どなたでも結構ですので挙手をお願いいたします。はい、F委員お願いします。

**【F委員】**

はい、すいません。非常に初歩的な質問して申し訳ないんですけども、もし起こったらということで、今想定内のおっしゃられるとかそういうことで結構なんですが、起こった場合に消防隊としてはどのような具体的な対策といいますか、起こったときにはどんな対処をとられるということについて非常に簡単に結構ですので、教えていただけたらと思います。

**【防災係長】**

すいません、お答えいたします。そして、消防隊というお話だったんですけども、防災対策としてということで、ハザードマップですね。こちら平成30年に作って公表させていただいてるんですけども、ただこれだけじゃ意味がないということで、令和元年から令和5年までかけまして、浅間山火山防災協議会の方で、広域避難についての検討を進めております。具体的な避難につきましては、大規模噴火した際、本当に先程のプリニー式噴火のような大きな噴火をした際に、町民がどう動けばいいかというのは今、実は検討中でして、まだ公表できるものはないんですけども、今検討している内容としましては、なるべく南側へ逃げるとかですね、広域避難も含めて検討の方は進めさせていただいておりますので、またそのあたり、まとまったところでお示しできればと考えております。

**【F委員】**

今ご検討中ということでおっしゃれないかもしれませんが、大体具体的にそれが起こった場合ですね。自主的に町民が避難するところがありますけれども、消防の方で誘導していただくとか、現実には何人ぐらいの消防隊員が招集できる、

ことに当たっていただけるような、大体のイメージを教えていただけたらと思います。

**【防災係長】**

すいません。防災の方で今日参加させていただいてるんですけども、消防につきましては佐久広域連合の方になりますので、どれだけの人数が割けるかというのはちょっとここではちょっとお答えできません。

**【委員長】**

よろしいですか。はい、他にご質問ありますでしょうか。

リスクマネジメントというのは、やはり何をどう想定してどのぐらい恐れて、どのぐらい準備すべきかって言う非常に難しいけどもそれをきちんと考えておきましょうと、むやみに恐れ過ぎるのも正しくないし、何も考えていないのも正しくない、その正しい恐れ方が何であるかっていう問題だと思うんですが、そういう意味で現時点で防災機能に関する考え方について町の方からご説明いただいてもよろしいですか。

**【事務局】**

はい、それでは説明させていただきます。着座にて失礼いたします。まず、お手元にお配りしてございます資料1の最終ページ、スライドの24をご覧ください。先程気象庁の飯島事務所長よりご説明ありましたように、当町においても様々な災害のリスクがあり、また、想定を超えるような災害が発生する恐れがあることを認識する必要がありますので、それらの災害に対する行政機能の維持が課題となっております。そういった中で、町は国の方針と同じく「減災」という基本方針のもとで様々な対策で災害に備え、その対策の一つとして本事業を進めていきたいと考えております。まず、「減災」とは、「災害による被害が生じるもの」という考えを前提として、その被害を最小限に抑えるための取り組みのこととなっております。近年では、全国各地で大雨や大規模地震などの想定を超えた災害が発生しており、防災による備えが機能しなくなる、または十分ではなかったという事実直面している場面を報道等でも目にしますが、被害を完全に防ぐことの難しさを表していると考えています。このことを踏まえまして、これまでの防災意識や取り組みに対する考え方を見直し、より合理的で効率的な「減災」という考え方を大切にした災害対策を行います。この「減災」という考えに基づき、庁舎の基本方針にもあります、『安心安全を支える防災拠点として

の庁舎の機能』を引き続き検討していきたいと考えております。また、公民館機能拡充施設につきましては、現在の中央公民館が災害が発生した場合、一定期間の避難生活を送ることとなる二次避難所として指定され、実際に令和元年の台風などにおいても避難者を受け入れている施設であるため、避難所としての機能を有しつつ、防災拠点となる庁舎とも密接に関わりながら災害対応をしていく考えでおります。町からの説明は以上となります。

**【委員長】**

はい、そういうわけで、今のご説明にもまたご質問を受け付けた方がいいんじゃないかとか、いかがでしょうか。大事な問題でもあり、今後の庁舎のあり方を考えていく上でも、心に留めておかないといけない部分であることは間違いのないと思いますので、今日せっかく来ていただいている飯島事務所長と青木係長に来ていただいているときにできる質問をしていただいた方がいいと思います。はい、K委員お願いします。

**【K委員】**

すいません、空振の関係でちょっとお伺いしておきたいところがありまして、今庁舎の基本設計といいますか今の方針の中で、北側に浅間山が見える眺望ということで、窓を設置しているんですね。で、空振にも耐えられる合わせ窓という設計をする予定なんですけども、例えば9.5キロの距離、浅間山の噴火の火口から9.5キロの距離で、合わせガラスでも全然大丈夫っていう何か実験的なものが行われた経過があるかどうかっていうのをちょっと聞きたいなと思ひまして。

**【飯島事務所長】**

実験の有無については私も承知しておりません。ただ、実績として先程の資料の中でもご紹介した1958年11月10日の噴火の時にですね、軽井沢町内のかなり広範囲で窓ガラスが割れております。当時の木造家屋を中心とした建物ではあると思いますが、当時の西部小学校の北側の窓ガラスが、ほぼ全部割れてしまったという事例もございます。あと2004年は一部の住宅等で割れたという話も伺っていますが、ただ単純にその北側の面だけ強化するだけではなくて地形の影響とかでですね、反射して山に向いてないところが割れたという事例も過去あったそうで、必ずしも北側というところの概念にこだわる必要はないようです。ただ飛散する可能性というのはやはりありますので、割れるのを前提として割れ

でもそれが飛び散らない、いわゆる保護フィルムというものでしょうか。車のフロントガラスと一緒にすけども、ひびが入っても蜘蛛の巣上になった状態で飛び散らないこういった施工が一番効果的ではないかと思っているところです。

【委員長】

今の合わせガラスというのが、そういうその中に飛散防止機能が入ってるガラスになってるっていうご説明でいいですか。

【飯島事務所長】

ちょっとそこの建築的な部分はですね…

【委員長】

それは別に設計の方に。合わせガラスが何なのかっていうことが多分分からないとこの話は分からないんじゃないかと思います。

【山下三浦JV】

すいません。前にいます、設計者でございますが。2種類ありまして、通常はシュールガラスでもいいんですが、表面にですね、フィルム飛散防止フィルムを貼るっていうことがあります、これはですね、劣化がしやすいとか、剥がれやすいっていう懸念がございましたので、2枚が中に同じ機能を持ったフィルムを挟み込んだ商品がございまして、これを合わせガラスといいます。この合わせガラスであれば、表面にフィルムがむき出し状態であるわけじゃないので、半永久的に耐久性がとれるということで、そのガラスを使うってことです。今説明があった通り、ガラスを割らないじゃなくて、割れても飛散しないっていう機能を持たせることによって、最小限の減災って考え方に基づいたガラスの仕様にしてあるというふうに考えていただければいいと思います。よろしいでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【I委員】

すいません、Iです。オンラインで失礼いたします。よろしく申し上げます。軽井沢町で起きる災害の話に加えて、やはり東京で大災害が起きたときに軽井沢町にすごくたくさんの方の避難で来られる方いらっしゃるんじゃないかなというふうに思ってるんですけど。ちょっとその庁舎のことを考えていくに当たって、

東京で大災害が起きたときに軽井沢町って防災対策本部みたいのができるのか  
みたいなこととかも含めて、どのように考えていらっしゃるのかというところ  
をお伺いできたらなど。ちょっと的外れな質問かもしれないんですけどって  
いうことを疑問に思いまして。

**【委員長】**

はい、これは軽井沢町さんの方に。多分東京の方もそうですけども、防災対策  
本部等の設置について、そもそも今軽井沢町さんはどういうふうな方針で準備  
されてますかっていうことだと思いますけども。

**【防災係長】**

はい、すいません。あの1月に起きた能登半島地震もそうなんですけれども、  
震源地から離れているというような形になりますので、当町に何かしら大きな  
影響がある、例えば震度4とか震度5弱以上とかってなってくれば、そういうよ  
うな被害が想定されますので、そういうような場合には、対策本部の設置とい  
うことは考えられるかと思うんですけれども、実際に関東の方で大地震が起き  
たと。そのような場合に考えられることとすれば、被災者の受け入れということで  
避難所の開設を検討するということはあると思うんですけれども、災害に対し  
ての対策本部というものの設置はないものかと思われまして。すいません。ちょ  
っとその状況によって変わってきますので、あまりやるやらないということ  
ははっきりは言えないんですけれども、そのような対応になるかと思います。

**【委員長】**

ちなみに軽井沢町で災害が起きたときには、防災対策本部の設置場所の候補  
としては、第1には庁舎ということになるんでしょうか。

**【防災係長】**

はい、対策本部、まずは庁舎なんですけれども、庁舎が使えない場合には中央  
公民館又は消防署、あと他体育館、風越体育館とかありますので、そちらの方  
に対策本部を設置するというような地域防災計画にはなっています。

**【委員長】**

これは、地域防災計画の方である程度決められたものがあるということ  
ですね。

**【防災係長】**

はい、その通りです。例えば浅間山噴火しました、軽井沢町の役場で本部機能が設置するのは難しいということであれば、風越の総合体育館に対策本部を移すとかですね、そういうようなものも、地域防災計画では移すということも前提で計画の方は記載されております。

**【委員長】**

先程町からご説明があった2次避難施設についても、その地域防災計画の中で謳われている内容ということによろしいですか。

**【防災係長】**

2次避難所につきましても地域防災計画の方に記載されてますし、お近くの公民館、一時避難所につきましても、地域防災計画の方に記載させていただいております。また、こちらホームページにも掲載されておりますのでご覧になっていただければと思います。

**【委員長】**

というわけで、防災に関しては、地域防災計画という上位と言っていいのか分かりませんが、町としての方針があって、今回の庁舎計画は一応それに従ったものになってるっていう解釈ですね。はい、他にありませんでしょうか。

それでは、一応この防災の件は今日大変勉強になったかと思えます。今後心にとめておきたいと思えます。ここまでで、事務局長と青木係長の方は退席となります。本日はどうも本当にありがとうございました。

はい、それでは次にアジェンダ（議題）に移らせていただきたいと思います。

前回もちょっとやって覚えてありますけども、今の庁舎・公民館機能拡充施設について、前回の委員会でこの基本方針を議論するにあたっての考え方の説明が事務局からあったかとは思いますが、まだ少し説明が足らなかった部分や、委員の質問に答えきれなかった部分について、今回補足説明をするための準備をさせていただいておりますので、事務局よりそれをお願いいたします。

**【事務局】**

はい、それではご説明いたします。

前回の委員会でご質問があった件につきまして、再度ご説明させていただきます。

まず、庁舎周辺整備事業における整備範囲ですが、スライドの13ページをご覧ください。これにつきましては、前回申し上げましたとおり、民有地を含めた赤

枠部分を事業範囲として定めることにしました。また、整備範囲の中にある各施設を今後どうしていくのかというご質問に対して、改めてご説明させていただきます。次のスライドをご覧ください。1の役場庁舎につきましては、基本方針にもありますとおり、昭和43年の建築から今年度で56年が経過することになりまして、老朽化、狭あい化等の理由から建て替えが決定しております。2の中央公民館についても、昭和51年の建築から今年度で48年が経過することになりますが、こちらも老朽化等による建て替えの検討時期に入っております。建て替えを前提とし、令和3年の基本方針やプロポーザルの時から庁舎との一体的な整備を考えておりました。ただし、事業の見直し検討により、建物の躯体がそのまま活かすことができれば、建て替えの他に大規模改修、リノベーションを行うことも選択肢として検討に入れることとなりました。この二つの施設以外についてなんですが、前回の説明では、原則として取り壊すこととしておりましたが、取り壊す理由等の説明が不足しておりましたので改めてご説明させていただきます。まず3の老人福祉センターについてですが、この施設は老人福祉法に基づく施設であり、原則として65歳以上の方たちが集う場所となります。現在の利用状況につきましては、温泉利用者が1日平均20人の他、趣味クラブの利用が主なものとなっております。この施設は、建物の利用者数が少ないこと、それに対してのランニングコストがかかること、今後の建築計画も影響する可能性が高いことから、取り壊す予定となっております。今後は、温泉利用者については、木もれ陽の里の利用の他、町が配布する温泉券を利用した民間施設の利用をしていただくことや、趣味クラブにつきましては引き続き活動ができるよう、新たな公民館機能拡充施設への統合を図ることにより、老人福祉センターとしての役割を終え、取り壊す予定となっております。続きまして4と5の施設につきましては、町が建物を貸し出し、介護保険事業を行っている施設となります。老朽化していることから、正確な時期は未定なんですけれども、町として借主と調整をした上で、整備事業に支障を及ぼすことのない時期までに取り壊すこととしています。そして、最後6の中間教室ですが、これは不登校の状態にある児童生徒を学校に復帰させることを目的とした学習指導、教育相談等を実施するための施設ですが、こちらにつきましては、近隣の代替地に移設が決定しておりますので、既に準備が進められておりますので、移設後速やかに取り壊す予定としています。併せまして、軽井沢病院との関連性につきましては、委員会でも発言

のあったように、駐車場の共有化、バス利用者の利便性など施設間の連携を図っていきたいと思っております。以上です。

#### 【委員長】

はい、大変ありがとうございました。それでは、まず今ご説明いただいたことに関してのご質問の時間をとりたいと思います。何かありますでしょうか。前回特に原則としてみたいなお答えだったので、今回だいたい詳しくそれぞれの施設がどういう理由でどういう予定であるかということの説明いただいたかと思えます。

今後多分この庁舎改修の検討としては今いただいたような条件といいますかね、前提をもとに進めていくということになると思いますが、お話ありましたように、この中央公民館と老人福祉センターについては、大規模改修によって使えるという可能性も視野に入れた上で考えていく。で町役場については基本的に取り壊していく。他のものに関しては基本的には取り壊していくというような大まかなやり方だと思います。よろしいでしょうか何かありますか。はい、H委員からあるんですね。ではお願いします。

#### 【事務局】

すいません、本日欠席をされておりますH委員からご質問いただいておりますので、そちらの質問を紹介し、この場でお答えさせていただければと思います。

2点ほどございますが、まず1点目、質問が『新しい公民館の機能や必要面積が決まっていないのに、なぜ老人福祉センターの取り壊しだけが先行して決まってしまうのか、その理由を教えてください。』というご質問です。こちら、今篠澤の方からもお答えしたもの、本日の委員会の中でもご説明させていただいておりますが、老人福祉センターは利用者数が少ないこと、それに対するランニングコストがかかること、また今後建築計画に影響する可能性が高いということから、現時点におきましては取り壊しを予定しておりますということです。また、先行して決まってしまうという質問ですが、そこにつきましては機能については温泉は木もれ陽の里等を利用させていただくということと、活動につきましては必要に応じて新たな施設を利用することができるように検討していくといったことで、見直し前もそういった考え方でやっておりましたが、それを踏襲したものとなっております。

続いて、2点目になりますが、『軽井沢病院は院長も退任を発表され、これから一体どのような方向に向かっていくのかが見えない中で、役場と公民館と病院がどのように連携し、どのように一体運営して行くのかを、町民全員に分かりやすく説明して頂きたい』というご質問をいただいております。こちらにつきましては、役場と公民館と病院の運営が全く関係ないとは申し上げませんが、庁舎改築周辺整備事業の範囲は、あくまで委員会の中で、先ほどもご説明いたしました赤枠で示した部分ですね、そういった枠組みでやっておりますので、病院の運営等々につきましては、ここではご説明することではないと考えております。また、病院の経営改善等につきましては、現在関係各課でしっかりと検討をされているというふうに聞いておりますので、その内容につきましては、この委員会ではなくて、別の場での公表になってくるのかなと考えております。ただ、先ほども触れましたけれども、駐車場の共有化とか、バス利用者の利便性の観点等についての施設間の連携というものは、しっかり図っていきたいと考えております。以上、回答とさせていただきます。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。これは、議事録に残っていたってことですね。今の回答についても質問があれば。そうしたら、これ以外にも、公民館については、前回社会教育法に関することや公民館がなくなったらどうなるかといったようないくつかの質問がまだ積み残しになっていると思いますので、そちらのご説明について再度ご説明願います。

**【事務局】**

はい、ご説明申し上げます。資料2をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。公民館は社会基本法や社会教育法により教育法体系の中に位置付けられています。公民館の目的として、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することが掲げられています。

次のページをお願いいたします。公民館の役割は、住民同士が生活の中で気軽に集うことのできる場であり、自ら興味関心に基づいて学習したり、社会の要請に応えるための知識や技能を学んだりすることができる場であり、地域の様々

な機関や団体の間にネットワークを形成し、人作り、地域作りに貢献しています。

次のページをお願いします。法21条では、公民館は市町村が設置する、また、分館を設けることができると規定されています。本町におきましても、24の分館を設置しております。

次のページをお願いいたします。公民館の設置運営のための基準は、公民館の健全な発展のために公民館の設置運営上必要な基準を文部科学省によって定められています。現在の基準は、平成15年に告示され、対象区域や地域の学習拠点としての機能も発揮、地域の実情を踏まえた運営などが掲げられています。

少し飛んで7ページをお願いいたします。公民館の事業ですが、定期講座の開催や討論会、講習会、講演会等の開催、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。体育、レクリエーション等に関する集会の開催各種団体機関等との連絡その施設を公共的利用に供すること等を行うとされています。また、公民館の運営方針としても、もっぱら営業目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名前を利用させ、その他営業事業を援助すること。また、特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること等を制限します。

9ページをお願いします。7ページの運営方針の趣旨となりますが、公民館が第20条に掲げる目的を脱却して、もっぱら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に係ることを全面的に禁止するものではないとされています。

次のページをお願いします。営利事業関係の例といたしまして、できるものの解釈ですが、講座等の運営費用を参加者から参加費として求めたり、文化祭でサークル等が作製したものを販売したり、金銭のやり取りが多少の利益が伴うものもあります。講演会で講師が執筆書籍を販売することも講演会での副読本的なものである等の理由の説明ができれば販売することができると解釈されています。

12ページから14ページは、令和3年度の公民館事業等の実績になります。ご覧いただければと思います。

15ページをお願いいたします。軽井沢町公民館条例で、分館について、分館運営は各分館に委託し、経費の一部を町費をもって充てることができると規定しており、発表会や年頭行事、子どもの育成に関する事業などの事業に充てています。

16ページは現在行われています分館事業の一例となっております。説明は以上です。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。そしたらこちらについてもまた、ご質問の時間をとらせていただきたいと思います。はい、F委員。

**【F委員】**

恐れ入ります。中央公民館とそれから分館との関係図と言いますか、先ほど中央公民館は、これ完全に町役場の方で100%維持管理により運営されてるのでしょうか。それから、分館の方は一部委託というか補助というようなこと、それはそれぞれの区域のいわば町会的なところにお任せなさってるか、全くすいません、何も知らないままですから教えていただきたい。

**【事務局】**

はい、今おっしゃるとおり、中央公民館につきましては町の方で全部行っております。分館につきましては、管理と分館事業の運営委託を行っております、自主事業の開催、発表会ですとか伝統行事、子ども育成事業などの事業に対しての委託を行っており、それに対して補助をしております。

**【F委員】**

それはいわゆる町会と呼ばれるような、委託先ですが。補助ではない。

**【事務局】**

区に委託させていただいております。はい、町と区で委託契約を結んでおります。

**【F委員】**

運営費の補助は大体何割ぐらいで委託なさっているのでしょうか。

**【E委員】**

それは庁舎建て替えに関係ある質問でしょうか。

**【F委員】**

今中央公民館の…

**【E委員】**

時間が限られてるので、はい。やっぱり本質的な議論にした方がいいと思います。

**【委員長】**

はい、ちょっとお待ちくださいね。質問の方は、もしこの委員会の方でどうしても聞いておきたいことがあれば。もしそうでなければまた町の方に別個にご質問いただいても構わないと思いますので。よろしいでしょうか。この庁舎との関係ということでいうと、既にこの資料の1の方で以前から出ておりますように、公民館という機能を合わせて建て替えるということにするということも一つの視野に入っております。それがどういう形でやるのか、さらにもう一步踏み込んで言うと、それが公民館という機能に限定されているのか、そうでないのかってということも含めてこの庁舎検討委員会の中では考えていかないといけないってということで、そのために今公民館とは何ですかっていうことを整理させていただいたってということだと思います。それで、公民館はこういうものですよということを、まずは今日の今のご説明で理解した上でそれをどこまで今回の庁舎機能の中で実現していくのが正しいのかっていうことを皆さんに議論していただきたいと、こういうことだと思います。一方で、既に今まであった公民館としての役割、あるいは利用の実績、そういう意味では資料でご説明いただいた、ちょっとあの全部細かく言うていただくのは大変だったんですけども、飛ばしましたけど、12・13・14ページで、現状このぐらいにこういう形で使われていますというのは、これは当然、我々もきちんと理解をしておかないとですね、何か他に準備をしない限りは、これらの活動は行き場を失うことになってしまいますので。はい、ではF委員お願いいたします。

**【F委員】**

すいません。実は、私の質問の真意としてはですね、中央公民館がもし縮小された場合、いわゆる集中と分散で、この中央公民館の機能を各分館の方に持っていくということは可能なのかと。そうすると、運営自体がその町と区と、その中央公民館の機能を分館の方ですというのはなかなか難しい部分があるのかなとということで伺っていました。

**【委員長】**

その点についていかがでしょうか。

**【事務局】**

はい、社会教育法では、市町村が公民館を設置することができるとなっております。まして、運営上必要な場合に分館を設置することができることとなっております。ということからですが、中央公民館をなくして分館だけを存続させるということが不可能であるということになります。以上です。

**【委員長】**

追加でまだご説明ありますか。はい、お願いします。

**【事務局】**

はい、すいません、ちょっと補足になるんですけども、後ろの方にあるんですけども、公民館の検討につきましては、未決定事項が多いのが現状ですけれども、前回の基本設計までの間にも、利用者からのヒアリングやワークショップ、パブリックコメントなどから意見を拾い上げて、施設の機能や規模を検討してまいりました。

これまでの意見につきましても、しっかりと今後につなげていきたいということで、次回以降の対話の場での検討の種とするために可視化した資料を作成しております。本日部屋の後ろの方に貼らせていただいておりますので、また委員会終了後ご確認いただければと思います。

なお、この資料につきましても、今後も内容を更新しまして、皆様に提示できる段階で共有をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。補足でした。

**【委員長】**

大変ありがとうございます。ちょっとここからは見えないんですけど、あれは大体どんなことが書いてあるんですか。何について書いてあるんですか。

**【事務局】**

公民館としてこういう機能があったらいいとか、部屋ごとに整理した表になってます。こういった機能が欲しいとかそういったものが整理されておりますのでまたご覧いただければ。

**【委員長】**

これまでのワークショップ等の御意見集約の成果が少しあるということでご参考いただきたいと。ちょっと私の方から一点確認ですけども、この公民館に関しては新庁舎（事業）の中では公民館機能という書き方をしていますが、先程言

いましたように公民館としてでなくとも公民館機能に近いものが実現できればいいというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

#### 【事務局】

はい、委員長のおっしゃる通りで、公民館だけに限らないで、広く検討したいと思っております。公民館機能というのは公民館自体はないといけないとは思いますが、事務局的にはですね。ただそれに限らず広く考えたいと思います。

#### 【委員長】

はい。ということ、ちょっと大体わかっていたんですけど確認を取らせていただきました。他にご質問ありますでしょうか。そしたら、ぜひ今日帰りがけにあちらの資料の方を見ていただいて、また次に、次回また議題、今日で済みではありませんので、庁舎建築としての公民館のあり方っていうのは皆さんに議論していただく予定ですので、またそれに繋げていただければと思います。

それでは、今日三つ目の議題の方に、これで今、防災に関する事、それから公民館に関する事というふうにやらせていただきましたが、三つ目、これも前からやっておりますワークショップの実施について、これは前回のこちらの委員会の方で、ワークショップのやり方については、デザインをワーキンググループに正式にお願いしたところです。その後ワーキンググループの方で内容を詰めていただきまして、今日この委員会でご提案いただけるということで聞いておりますので、ワーキンググループメンバーのI委員からご説明をお願いしたいと思いますが、I委員よろしいですか。オンラインですね。

#### 【I委員】

はい。よろしく申し上げます。聞こえますでしょうか。画面は共有されていらっしゃいますか。はい、では、住民との対話の場のデザインに関して、僕の方から代表して説明させていただきます。まず、前回ワークショップという言葉を使っていたんですけど、あんまりいけてなかったのが、今回この住民との対話の場というワーキングにするという方向性になっています。この住民というところなんですけども軽井沢町の方で、町民といたら住民票を持っている人、住民は別荘のご利用をされていらっしゃる方も含めて軽井沢町に拠点を持っていらっしゃる方みたいな定義で使われており、今回この住民というのはそういった意味になっております。今、委員長の方からもご説明あったんですが、このワーキンググループですが、参加者はこのようなメンバーで、この対話

の場をデザインして意思決定のために委員会に上申する役割で、具体的に運営を計画して行っていき、その結果を委員会に報告する役割、こういった役割でこのワーキンググループを動かしていただいております。前回の委員会で説明させていただいたこの資料を基本に置きながら話を進めているんですけども、そもそも何で住民との対話が必要なのかということはかなり明確にしました。現在のフェーズは、基本方針を確定する段階でありまして、この基本方針に反映することができるタイミングで住民の意見を十分に集める、これが目標1です。目標2としては、委員会が有益と判断した住民等の意見を町長に進言して基本方針に反映させる、これが目標かなというふうに思っております。住民の意見を聞く集める項目なんですけど、これ見直し方針の中で基本方針を見直す項目というものがここにポチが三つ書かれているんですけども、その中で庁舎の規模ですね、規模、機能とかどういう使い方をするかっていうのを含めて、この庁舎の規模、公民館機能拡充施設の規模、そしてですね、役場機能の再配置、この今後DXの推進も踏まえて、どの場所にどんな機能サービスが必要になるのか、どんな機能・ネットワーク化しながら進めていくのかみたいなことも含めて、この役場機能の再配置する、この三つぐらいは住民も非常に直接的に関係してくる話であり、興味が、意見もたくさんいただけるのではないかとということでこの三つに注目をしようかなというふうに思っております。一方で、以下のポイントに、このポイントに関してはすごく専門技術的な要件のために、敢えてお題として提示して聞かずとももちろん出てくる意見に関してはお聞きするんですけども、委員会で検討を行っていくことなのかなというふうにワーキンググループとしては考えております。この対話をした効果になるんですけど、効果1としては、もちろんより良い基本方針になること、効果2としては、本事業への賛同者・協力者が増えること、こういったことを狙っていきたいなというふうに思っています。本事業に参画したという実感を住民に持っていただく、結果として当事者性が上がること、自分にとって大事なプロジェクトに感じていただくこと、この事業にワクワクできるようになってもらうと、こういったことが何回かやっていく住民との対話の中で、実現していけばいいのかなというふうに考えております。具体的にこの住民との対話のデザインをどのようにするのかというところなんですけど、二つにステップを分けることにしました。ステップ1としては、住民の意見を傾聴するステップ、これ2月末の一旦凍結までのプロセスに

モヤモヤをしていたりとか、庁舎本当に建替えなきゃいけないのみたいなところに疑念を持ってらっしゃる方とか、こういった方々に関して事業全体を理解してもらって意見をとにかく聞くというフェーズですね。それをやった後に、今度は住民の意見を募集するという、先ほどの三つの項目に対して様々な角度から多様な意見を募集するというフェーズに分けたいというふうに思っております。この住民の意見を傾聴するところなんですけど、庁舎建て替え全般に関して何でも意見を聴かせてください会というようなネーミングにして、4回実施したいと思っております。5月の7日と11日。7日の夜だけオンライン開催して、その他の三つは中央公民館で実施すると。とにかく話を聴かせてくださいという会なので、人数をちょっと絞り気味にして、1回目の人数15名程度にしたいなというふうに思っており、本事業の現状説明をしっかりと後に、質疑応答もさせていただいて、その後何でも意見を聴かせてくださいという。はい、これをしっかりと議事録を作成して、できれば画面に議事録、速記している議事録を映し出しながら、住民の方の意見をしっかりと聞いてますよという姿勢を見せながら、ご意見をお伺いしたいと思っております。この会の注意事項としては、今お話した各住民の意見が重要と考えていることを理解していただく。設計者、住民がクライアントであると考えていることを理解してもらおう。ただ、全ての意見が全部反映されるわけじゃないよと、委員会や町長が意思決定機関ですよということを周知していただく。たくさんの人から意見を聞くために3分ぐらいで話してもらおう。こういったことが注意事項かなというふうに考えています。ステップ2の住民の意見を募集するステップですが、これはここに書いてある日程で行って、ここは少し人数が多くても大丈夫かなというふうに思っています。庁舎建て替えの基本方針に関するおしゃべり会というネーミングにしたいと思っております。これは、22世紀風土フォーラムの中でこのおしゃべり会というネーミングで様々な意見を募集した会を実施して、それ相応に成功したというお話を聞きまして、そのネーミングをそのまま活用してはどうかというご意見に基づいてこの名前になっています。ここは、グループワークのような形で、とにかくいろいろしゃべりましょうよと。ただその前に、テーマに沿ったインプットを行って、ちょっとインプットによって参加者のリテラシー、知識とか理解を深めた上で、おしゃべり会というものを実施したらどうかなというふうに考えています。ただですね、基本方針段階ではすごく具体性の高い話になってしまうと、基本方針

に反映させづらくなるので、抽象度の高いディスカッションになるようにデザインしていく必要があるよねという話をしています。そのためには、今後の住民の対話の大枠スケジュール、例えば基本計画段階では、こういうディスカッションをしようと、こういう対話の場を持とうと思っておりますよみたいな説明を具体的にした上で、できるだけ抽象度の高い話にしましょうという投げかけをするということとか、あとはディスカッションの問いかけをできるだけ抽象化していく。グラフィックレコーダーを入れて議論の構造を常に可視化して、今どういうところを話してるのかっていうのを皆さんに分かっていただくようなそんな感じの仕組み・デザインを入れていきたいなというふうに思っております。このテーマなんですけど、庁舎の規模・機能みたいなテーマだとすると、庁舎機能の説明、機能ごとに必要な広さみたいなインプットを行った後に、そもそもなんで庁舎って必要なのかねとか、どんな庁舎だったらワクワクしますか、誇りに思えますか、こういった抽象度の高い問いかけに対しておしゃべりをしていただくというようなことをイメージしています。同様に、公民館機能拡充施設に関しても同じようになっています。まさに今日、先程していただいたような説明を分かりやすくしていただいた上で、こういう問いかけをして意見を集めていく。役場機能の再配置に関しても同様です。窓口サービス1ヶ所に集中せず分散配置によって利便性を高めていくようなことも考えてますよみたいなことを何となくインプットにおいても行った上で、どういうふうに分散したらいいのかなとか。あとここにユニバーサルデザインとかインクルーシブデザインみたいなことも考えていかなきゃいけないと思うんですけど、こういったことも題材にというふうに思っております。

ここからが、今日ちょっと皆さんからご意見をぜひいただきたいところなんですけれども、今、属性とテーマで18パターン考えられています。属性のところなんですけど、ワーキンググループの中でこんな属性の方々から別個に意見が聞きたいよねみたいな意見が出てます。まず、属性1としては、一般でもう全ての人っていうこれは属性でもないと思うんですけど、2としては子ども、ユースというのは大体10代、中高生のイメージですね。未来を担う世代からの意見をしっかりと聞いて反映したりとか、参加した子どもの家族を仲間にしていきたいとか。町が子供たちからの意見を募集しているという事実を公表して、この事業に対する印象をよくしていこうといったことを目的にしています。3番は、転勤

で軽井沢町に居住する、軽井沢駅前のショッピングプラザで働いていらっしゃる方とか、各ホテルで働いていらっしゃる方、そういった20代30代みたいなイメージなんですけども、そういった転勤で来ていらっしゃる方、これは本当に一番フラットな意見・目線で意見もらえるのかなっていうものとか、あとはこういったことに参画することによって、町への愛着を増やして定住化促進することもできるよね、こんな理由で定めています。あとは、別荘の方々ですね。言わずもがな、町長からも先日の説明ありましたが、年収の半分は別荘の固定資産税で支えられていますので、そういった方々の意見をしっかりと反映していく。非常に重要なステークホルダーであるということを町として姿勢として示していく。このようなことから、属性として重要なかなと思ってます。5番、区長・民生委員・消防団なんですけれども。ここは日々のまちづくりとか、町の暮らしにコミットしている、一番コミットしていらっしゃるのが、こういった方々とかボランティア活動していらっしゃる方々と思うんですけども、ちょっともう、折に触れこういった方々は、中々意見を公の場で意見は出す、出していただくことは難しいんですけども、本当に一番貢献してくださっている。そういった方々が考えていらっしゃることをしっかりと聞くというのが重要なかなというふうに思っています。6番の町役場の職員、これはもう勿論最大のユーザーになる。まずは、町役場の職員の方々だと思ってるんですけども、前回までのプロセスで業務上のニーズに関してはヒアリングが行われているということは聞いているんですが、町役場の在り方の未来を見据えたものをしっかりとこういうふうにしていきたいんだとか、こんなことができたらいよいよねみたいな意見っていうのは集めたいなというふうに思っています。それらの職員に関しても、こういったプロセスを経ることによって、仲間を増やしていくみたいなことが実現できたらいいかなというふうに考えています。日程案に関してなんですけど、まずこのステップ1の形状のところまでは時間も日程も決めました。ファシリテーターは、基本的には町役場の職員の方々にやっていただくんですけど、そこに吉田さんであったり、私であったりという人たちがサポートに入って、円滑にこの傾聴の場っていうのが進められるようにと尽力していきたいなと思っています。今日皆さんにご意見いただきたいところが、18日以降のこのおしゃべり会の属性と内容に関してなんですけれども、まずここには先程お話したとおり、グラレコを入れながら、ファシリテーションは委員だったり、公募するメンバーだったりに担っていただくと

いうところが決まっているんですが、この18パターン全部やるわけにはいかないので、それをどのように募集するかということに対してご意見いただければなと思ってます。案1としては、属性別で募集してテーマで集まっていた方の中から興味に応じたテーマでグループ分けをする方法。

この属性、この日は転勤で軽井沢町にいらっしゃるために来る方に集まっていたきたい回ですよっていうふうに募集をして、その後にこの三つのテーマに興味を持ってらっしゃるところにグループで分けていくという考え方ですね。

案2としては逆で、テーマ別で募集して属性でグループ分けを進める方法。案3は1と2のハイブリッドで、属性別に募集する日とテーマ日別に募集する日に分けるみたいなところなんですけど、まずはご意見をいただきたいのは、この属性に関してどのように感じられるかということと、どういうふうに募集、案1・案2・案3みたいなのところに関して、感じられたことみたいなことをご発言いただけるとありがたいなと思います。（この場の）発言のファシリテーションを委員長にお願いしてもよろしいでしょうか。ちょっとオンラインでは…

#### 【委員長】

了解いたしました。まずは、大変な労力を使っていたいただいて、非常に細かいことまで検討して、今日、成果を持っていただいたことに私からも感謝の思いを述べさせていただきます。今、ご提案ありましたように、勿論それ以外のところも、もし何かあればご質問・ご意見等いただいていた方がいいと思いますが、特に大きなポイントとして挙げられているこの属性とそれからテーマをどういう形で、おしゃべり会と言ってる部分をやっていくのがいいのかっていうことに対するご意見を中心にいただければと思います。どなたかありますでしょうか。すいません、そしたら、はい。

#### 【E委員】

はい、Eです。よろしくお願ひします。ありがとうございました、提案を。まず一点目として、住民との対話の場という形で進めていくのは、ワークショップよりもいいのかなと思ってます。ただ、参加される方が勘違いしないように、誰と住民との対話の場なのかというところはネーミング的にもはっきりした方がいいと思ってます。住民の人は、もしかすると設計者と住民とか、町と住民とか、誰との対話の場なのか感違いされないように、あくまでもワーキンググループだったり推進委員と住民との対話の場であるという位置付けをはっきりした方

がいいのではないかなっていうふうに思っています。そういった点でも、いろんなインプットの場合が必要かと思います。説明も必要なのかもしれませんが、あくまでも、住民との対話の場ということでいくと、役場の方が役場の職員として参加をしたり、設計者の方が何か質問を受けてすぐ答えてしまうというふうなやり取りだと、Q&Aみたいな形になるので、僕は役場の方や設計者の方は参加せずに対話の場を中心にしてはどうかなと思いました。最後に、庁舎の規模のところを取り扱うということなんですけども、規模を取り扱うのと、事業費について取り扱うのは全く別であって、先ほどIさんがここは専門的だからちょっと外すというふうにおっしゃってましたけども、事業費については、その専門的な部分のところに僕は入るのかなと思いますので、規模は扱うけども事業費については扱わない。それが高いとか安いとかっていう議論は、むしろ議会の方に任せるというふうな形で切り分けたらどうかと思っています。以上です。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。I委員、これ、何かお答えいただけることありますか。

**【I委員】**

Eさんありがとうございます。二つとも非常に重要なポイントだと思っていて、いただいたご意見に関しては、まさにそうだなと僕も感じました。ありがとうございました。

**【委員長】**

では、参考にしていただいて、またこれを進めていただくということになるかと思います。それでは、他のご質問です。F委員です。よろしくをお願いします。

**【F委員】**

すいません。質問ではなくて、意見よろしくをお願いします。住民対話ということだと、これ有名なシンクタンクなんですけど、構想日本というところが全国でやっております。現在156自治体の中には、長野県自身、それから近くでは小諸市・佐久市で、構想日本の住民対話、自分ごと化会議というのが行われております。それは、どういうふうに行われるかということ、全て参加者に対して抽選です。無作為抽出です。今までも、既にワークショップとか、それからパブコメでかなり意見出しはされてますよね、この3年間。私全部読ませていただいております。今度、改めてこのワークショップをすることによって、何か新たな意見を掘

り起こしをする必要があるのであれば、私はそういうところにお出になった方よりもですね。サイレントマジョリティー、今まであまり意見出しをしてなかったかと思う声を拾うということがとても重要じゃないか。構想日本が成功するのは、無作為抽出で大体1回あたり1000人に無作為にお手紙を送るんですね。お手紙を送って、ぜひ本庁舎改築とか総合開発とかご関心ある方はぜひ来てくださいと。1000人のうち、大体平均がどのくらいかっていうと、自治体平均で4%手を挙げてくださるそうです。ですから、1000人で40人集まるんですね。これは、長野県と小諸市・佐久市に聞いていただければすぐ分かるんですけど。その40人の方々は、1回きりではありません。やっぱり勉強していただかないと。今どういう状態なのかっていうことを理解していただかなければならないから、大体平均4回ぐらい、ワークショップ・勉強会を重ねるそうです。そこで出た意見は重いわけですから、公的な意見抽出ということで、これは、例えばこの当委員会なのか、議会の中の見直し委員会か分かりませんが、そういうところでその意見が提出されるわけですね。それをどう判断するかというところですけど、やはりサイレントマジョリティーの声を拾うというのはとても大事なことで、かなりの自治体が、というかほぼ行った自治体が皆さん大変いいことをやったというふうにおっしゃってらっしゃいます。それで、先程のI委員からのご質問の属性分はこれ、どうしたらいいのか。これ、一つ新しいアイデアだと思いますけど、無作為抽出のところ、例えば別荘住民に何人とかですね、町民何人とかそういうふうにしてその属性でもって送ることはできるわけですよ。例えば、1000人の中の何人に対して。これが1点。次2点目言いますよ。これが重要なんですけど、構想日本の加藤秀樹代表に、この建て付けとしてワーキンググループの方々、ワークショップの企画を立ててくださって、大変それは自分ごとにするために、事業自体を進めるためにもいいことだと思うんですけども、これのファシリテーター・コーディネーターは、絶対この委員会の人が入っちゃいけないんですね。勿論、町職員もやっちゃいけないわけなんです。それは、意見を拾う、言う場とそれからその意見は提出先っていうのはこれは公的に分けなきゃ。もうこれは国会からどこの偶々の自治体においてもそうなんです。ですから、この委員会とそれからその声出しをする場っていうのは、全然分けていかなければ、これは声を正當に拾えないということになるので。これが2点目です。以上です。

### 【委員長】

はい、今2点ご意見、無作為抽出みたいなことを取り入れたらどうかということ、委員は直接ワークショップ、この場合はおしゃべり会に参加しない方がいいんじゃないかというご意見ですけども、I委員、何かお答えがありますでしょうか。

### 【I委員】

はい、ありがとうございます。無作為抽出に関しては、非常にいいアイデアだと感じました。ちょっとこの基本方針段階での対話の場、5月のゴールデンウィーク明けからやるところには、残念ながらちょっと間に合わないかなというふうに思いましたので、基本計画の段階の対話の場の際に、その手法に関してもう少し我々も勉強を深めて、プロセスに関してしっかりと考えて進められたらよいかというふうに、私個人としては考えました。来週の月曜日のワーキンググループの会議で、その件話し合っって方向性出していきたいなというふうに思っています。二つ目の委員や職員が顔出さない方がいいんじゃないかっていう、こちらに関しては、僕の個人的な今考え方なんですけど、今回やはりこの対話の目的をこの後本事業の仲間を増やしていくというところに置いてます。仲間を増やしていくときに、こちらの顔が見えないと、仲間になってもらえないんじゃないかなということを考えています。勿論、公平性だとか大きな自治体において、こういうことをやっていくときに、当事者が出て行かない方がいいということは非常にそうかもしれないなというふうに思ったんですけど、今回ちょっと敢えて仲間を増やしていきたいなというところに関しては顔を見せて事務局がこんな方で頑張ってるんだみたいなのところをお見せしてった方がいいんじゃないかなというふうにちょっと思ったりはしております。ちょっと今の僕の個人的な意見なので。

### 【委員長】

ここは議論の場ですので、（顔を）見せた方がいい部分があるというご意見として大事なことだと思います。これは、今F委員からのご意見と、少しニュアンス違う部分がありますが、ぜひ他の委員の皆さんからも、このワークショップでおそらくポイントは、町役場の皆さんや或いは設計者の皆様ですかね、含めてどこまで顔出した方がいいのか、意見が言いやすくなるんだっていうことのポイントかと思います。

**【F委員】**

ここのところ私あの強調しておきたいんですけども、ここは公的な機関として、この場はあるわけですね。やはり利害関係者、コンフリクト（意見がぶつかり合っていること）が起こるような、予想されるような、少しでもですよ。してはならないんですよ。公的な機関・活動として、これはもう社会常識っていう、行政が行う基本の基ですので、そこはぜひ押さえていただきたい。

**【委員長】**

私からもちよつと質問ですが、今の顔を出さないという意味はですね、あのワークショップの結果そのものは公になって読めるわけですから、オブザーバーとしてその場にいることもいけないのか、それとも直接対話をする相手になっちゃいけないのか、どちらですか。

**【F委員】**

ファシリテーターとか、コーディネーターとか、その場の、例えばテーマ設定とか、そういうことですね。そういうことで前面に出ることは、これはあつてはならない。ということで、これは数多くの自分ごと化会議やってきた構想日本の加藤秀樹さんがそれを厳命されてましたので、これは確かです。

**【委員長】**

意見を言うような立場ではなくて、あるいはファシリテートするような立場ではなくて、その場に1参加者として、オブザーバーとしてということ自体は構わないという考え方ですね。どうでしょう、今のお話も含めて、もしI委員からまた何かありましたら。では、K委員お願いいたします。

**【K委員】**

Kです。今のお話聞いてですね。行政職員として、やっぱりそのおしゃべりの場に出るとですね、利害関係がかなり、利害関係とまではいかないですけども、役場庁舎外のお話は絶対出てしまうと思うんですけど。そういうことを考えたときに、行政の職員との対話というのはやめた方がいいんじゃないかと感じます。私の案としてはですね、例えば1 一般から5 区長・民生委員さん、そこから辺をですね、1と3とか、要するに一般と年金の人たちとか、子育てしてる方と別荘住民とか、ここに出てる1から5のその二つを対話させるっていう案はどうなのかなというふうに思います。町職員とじゃなくて、その参加する人たち

が、こことこのグループたちが対話するっていう場を設けるみたいなの。テーマは今日はこれですというのを出せばどうなのかなという気はします。

**【委員長】**

そうですね。町とかそういうところで何か対決するみたいになるんじゃなくて、むしろ町民の人たちのステークホルダー同士の間での対話みたいなふうに捉えたらどうかっていうご意見ですね。I委員、この辺はどうでしょうか。

**【I委員】**

はい、ありがとうございます。ご指摘いただいている内容がかなり、このなぜ住民との対話が必要なのかというところの根本のところのご指摘をいただいていると思ってまして、これまでも、先週もそうですが、先程Eさんからご指摘いただいたとおりに、これをあの委員会と住民の対話という形っていうのが一番いいのかなというふうに思っているんですけども。そもそも対話の相手が誰なのっていうところを、それぞれで委員会も町も顔を出さないとすると、住民は誰と対話して、それがどういうふうになるのっていう、なんか結構根本のところはずれてくるなというふうに思っております。先週もこの資料を使って説明させていただいたとおりに、結構積み重ねてきているつもりではいたので、ちょっと今、大元のところにご意見をいただけて困っているっていう感じですかね。

**【委員長】**

僕もF委員にお聞きしたいんですけども、この推進委員会の委員もやはりそういう利害関係があると考えて…

**【F委員】**

そういうことです。これは利害関係者、コンフリクトが本当に起こるかどうかっていうことはともかくとしてですね、建て付けとしても、全くその意見を拾う意義がある場合と、それが二元化してリリースされる側とこれはもう変えてかなきゃいけないわけですね、組織上。先程I委員から、住民との対話ってことですけれども、私はK委員と全く同じ意見で、住民同士の対話、住民同士の対話になるわけですよ、勉強会を開けば、ワークショップを。それをやるのはもうプロのファシリテーターに、構想日本の非常にボランティア団体だから、そんな費用がかからないけれど、そういうそのコーディネーター、プロのコーディネーターを派遣することは、できる、できると言ってらっしゃるし、それで各全国の自治体がやってらっしゃるので、それ以上に完全に第三者として客観的にものを見

て、その利害関係が全くないところからしてそういう方がファシリテーションをしないとイケない。そこで行われることは住民と住民との対話ということですね。

**【委員長】**

委員の方もいらっしゃいます。

**【I委員】**

よろしいですか。プロのファシリテーターは使う、起用していく予定でございまして、それも住民の中からファシリテーター募集して、住民の、勿論今までファシリテーションをやったこと、専門的な知識を持ってる方々を募集して、その方にファシリテーションを基本的にさせていただこうというふうには思っております。傾聴する会の方で町委員の方々、町役場の方々に出ていただくことは、やはり住民がどのようなことを考えているのかというのをしっかり受け止める役割っていうのは必要なんじゃないかなという思っております。そういった意味で、ファシリテーションのところは、町の役場の事務局とその他にプロのファシリテーターの人が入って、それを参考にしながらやっていくという構造を考えました。このおしゃべり会の方は、この委員の公募というところなんですけど、この委員にファシリテーションをしてもらいたいというところに関しては、一番最初から事務局の方からもそのようなご要望いただいて、僕のワーキンググループをリードしてやってるつもりではあるので、ここをもし委員が利害関係者だから出るべきではないということであれば、公募をするファシリテーターだけでやるという考え方もあるんですけども、それに関して最終的な決定は、ワーキンググループがすべきことではないと思うので、決定していただければなというふうに感じているところですかね。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。はい、E委員お願いいたします。

**【E委員】**

はい。僕はこの推進委員会の委員がファシリテートすることや参加することには何ら問題ないのかなというふうに思っています。私自身もそうなんですけども、私個人の考えとかで、この推進委員会の中で基本方針に対して意見してしまうことがあるんですけども、それを修正するためには、推進委員が住民と対話することで広い住民の方たちの意見を代弁して、ここの中の議論をするということ

ができるのかなと思っています。そういった意味でも、推進委員がしっかりとこの対話の場に参加をし、主体的に動く、動いていって、住民の皆さんの意見を伝えるという役割を担うのも大事ではないかなと思っています。もう一つ、先程三つのやり方について案1・案2・案3という形で出ていましたけども、Kさんがおっしゃったことはすごく大事なことだと思ってました。役場の方が参加するとどうしてもそれ以外のこと、庁舎以外のことが出るというのは確かにそうだなと思いました。そういった点で言うと、案1のやり方がもしかすると望ましいのかなと思いました。以上になります。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。それでは、ちょっと時間も限られてますので、いろいろなご意見いただいたんですけど、私の印象からの提案ですけども、今ご用意していただいている中の2段階あるんですよ。おしゃべり会の前にまず、何会でしたっけ。何でも意見を聴かせてください会。何でも意見を聴かせてください会とおしゃべり会は少し建て付けが違うということで、こちらの方は、今ワーキンググループが考えてきた原案の方でとりあえず進めていただき、そしておしゃべり会については、今日お話あった、実は委員といても、先程委員の中に町役場職員もいらっしゃるので、そうすると、役場職員を入れなくていいはいいいというのは、どこからどこまでってことになっちゃう気もしますから、そういうくくりというよりも、ファシリテーターになっていただく方を具体的にどうするかっていうことを、ワーキンググループで改めて検討していただき、具体的にこの人がファシリテーターでいいのかということ、カテゴリではなく議論していただければいいんじゃないかと思いました。そのときに、ふさわしいかふさわしくないかっていうことをやっていただくと。ただそれは、今日は多分無理だと思いますので、I委員にはご苦勞様ですが、この意見を聴かせてください会の方はまず進めていただき、おしゃべり会の方に関しては、今、今日出た意見を踏まえて、ファシリテーターを具体的にご提案いただいて、この方にこういうファシリテートをしていただきたいという提案を基に作っていただければというふうにしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**【I委員】**

はい、承知しました。そんな形で。

**【委員長】**

そのような方針で、今日のところは皆さんがご納得いただければ、一応、はい。

**【F委員】**

基本的にファシリテーターをされる方って、それをプロとしてなさっている  
ので、ある程度の報酬は必要なんですよ、交通費が。それはIさん、ワークショ  
ップ、ワーキンググループの方でお考えいただくことだと思うんですけども、  
一般的なファシリテーターの報酬ぐらいはやっぱり考える必要がある。

**【委員長】**

それは、町役場の方で今考えてることがあれば。

**【事務局】**

はい、お答えします。ファシリテーターにつきましては、報酬が必要だとい  
うことは前々から委員会で出ているお話ではございますが、今回につきましては、  
無償でやっていただける方をお願いできればなという考えではおります。これ  
からどんどんこういった形のものは基本計画作っていくためにもやっていきま  
すし、そういったところで(報酬につきましては)考えていきたいと思いますが、  
今回は無償でやっていただける方をお願いしたいという考えでおります。

**【委員長】**

はい、答えのとおりです、とりあえずは。はい、それでは、ちょっと私の方か  
ら無理やりに委員長裁定案を出してしまいましたが、とりあえずそれで住民と  
の対話については進めていただき、また次回に第2段階部分のところの話をも  
う一度させていただくということにさせていただきたい。スケジュールの方が  
それで少しずれてしまうかもしれませんが、それに合わせてご検討いただけれ  
ばと思います。それとは別に、F委員からも事前に対話の場に関する報告事項が  
あるというふうにお聞きしてますので、それをご説明いただいてもよろしいで  
しょうか。

**【F委員】**

恐れ入ります。先程からワークショップ、対話の場についていろいろ難しいこ  
とって大変恐縮なんですけど、私の方も同じような対話集会とまでは言わな  
いんですけども、別荘住民の方々にもっとこの庁舎に関しての知識を得て、関  
心を持っていただきたいと思いますので、軽井沢こもれびの街講座というところ  
に申し込みをして、これは町役場の方でもう既にそういう制度として持って  
いらっしやるので、住民が団体として複数、こういうこれについて皆さんご担当

課の方からお話を伺いたいと申し込めば応じていただけるということで、ちょうど5月4日に軽井沢別荘団体連合会の総会があります。そこには、各代表の方しかいらっしやらない。それほど大人数ではないんですけども、その総会の後に、町役場のご担当者の方にお越しいただいて、参加していただいて、これはそこでの言葉をですね、何か公的に拾うとかそういうことではなくて、単なる対話集会ですけど、そういうことをさせていただこうと思っております。これは、非常にプライベートな動きです。

**【委員長】**

ご報告として、別荘団体の方でそういう動きがあるということの情報提供ということだと思いました。はい、それでは、はい、はいどうぞ。

**【事務局】**

はい、すいません。先ほどの対話の部分で資料5をちょっとご覧いただいてもよろしいでしょうか。今画面にも出ておりますが。画面に映ってるものを見ていただいているですか。広報かるいざわの5月号に掲載をしたいという予定の記事になっております。5月1日に発行になるものなんですが、これ明日校了になりますので、もう明日以降は変えられなくなるというものになるんですが、こちらの内容、先程I委員からご説明いただいた、ステップ1とステップ2が載っております。ステップ1は委員長の采配で、こちらの方はやらせていただけるということで、先程のI委員のご説明のとおりになっております内容ですね、一番上の段になります。

ステップ2ですが、真ん中の列になりますが、こちらにつきましては、検討事項はあるかとは思いますが、(記載)内容について変えなくちゃいけないという部分はないのかなと思っております。考えなくちゃいけない部分もありますが、ここに書いてあることっていうのは、変更しなくちゃいけないことではないのかなと思っておりますので、このまま行かせていただければということと、ファシリテーターの募集、そちらも募集はさせていただくということで、委員がやるかそういうことは書いておりませんのでそれも含めてやらせていただく、募集をさせていただくという記事で、皆様にご了承いただければと思っております。以上です。

**【委員長】**

はい。広報の関係ですが、これ、私も先程この委員会の方で決めた内容と齟齬はないんじゃないかと思imasので、まだこれから我々が検討していかないといけないところが残っておりますが、だとしても、この基本方針に関するおしゃべり会をやるということ自体、ファシリテーターを募集するということが自体は変わらないということで、この四角いところ、QRコード、まだQRコードが入ってないってことですね。はい、お認めいただければと思います。はい、よろしいでしょうか。

はい、それでは最後に、(3) その他、事務局から何かありますか。

**【事務局】**

はい。1点だけお願いいたします。次回以降の日程についてです。第7回の委員会は5月15日水曜日の13時30分から、中央公民館の大講堂2階になります。第8回の委員会は6月19日水曜日14時から中央公民館、こちらの講義室で開催をいたしますので、皆様お忙しいところ恐縮ですが、ご予定をお願いいたします。以上です。

**【委員長】**

はい、というわけで他にはないかと思imas。今日はいただいた時間をオーバーしてしましまして、議長の不徳の致すところです。皆さんのおかげで、一応これで議長の職を遂行することができました。ありがとうございます。またこれで、次回進めていきたいと思imas。それでは、事務局の方をお願いいたします。

**【事務局】**

委員長ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり大変お疲れ様でございました。

以上をもちまして、本日の委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。